

令和3年度
「せんねん祭」たくさんのご視聴・ご賛同ありがとうございました！



2月20日に開催した「せんねん祭(=千年先の、宮古島市に向けたアイデア発表会)」では、401件の賛同の声(R4.3.6現在)をいただきました。発表したお二人のアイデアへ温かい賛同の声をありがとうございました！今回の「せんねん祭」もようは、引き続きYouTubeで視聴できます。どうぞご覧ください。また、本事業の特設サイトも合わせてご確認ください。



YouTube



特設サイト



＜エコアイランド宮古島公式サイト おすすめ記事紹介＞

高校生が考案！持続可能な観光のための「SDGs 修学旅行プラン」島の高校生が考えるサステナブルツーリズムについての記事です。



問 エコアイランド推進課 ☎ 73-0950



産前産後も、ママが元気ですごせるように

産後は、妊娠前の体に戻るために急激な変化が起こります。特にホルモンバランスの変化から、多くのママが気持ちの落ち込みなどを経験します。

～ マタニティブルー～

産後3～5日頃に症状(涙もろくなる、気分が不安定など)が現れやすく、産後2週間が経過する頃には、自然と改善していくのが一般的です。

～ 産後うつ～

産後数週間で始まり ゆうつな気分から抜け出せない状態が続きます。ひどい場合は、赤ちゃんのお世話ができなくなったりします。相談や受診を検討し、治療を受けることが必要です。

産後ケア事業(通所・宿泊)を利用してみませんか？

～マタニティブルーを乗り切り、産後うつを遠ざけるために～

宮古島市では、出産後のお母さんが安心して子育てができるように心身のケアや育児サービス等を行い、産後の生活を支援する「産後ケア事業」を行っています。

＊利用できる方……

宮古島市に住所がある産後1年未満のお母さんで、育児に不安や疲れを感じており、感染症の症状や医療行為の必要がない方等。

＊利用方法……

利用希望する5日前までに宮古島市健康増進課窓口にて申請が必要です。(申請を審査し、利用の可否を決定します。)

＊サービス内容……

市と契約した施設での宿泊や通所により、お母さんの休息、助産師等による授乳や育児に関する相談等を行います。
※利用料金等は下記のお問合せ先、もしくは市ホームページをご確認ください。



＊詳しいお問い合わせはこちら

健康増進課 予防係産後ケア担当 ☎ 73-1978 / 子育て世代包括支援センター ☎ 73-4572

助成対象
拡大します

こども医療費助成制度
4月から小中学生も通院助成の対象となります！

宮古島市に住所があり、健康保険に加入している中学校卒業までのお子さまの医療費(保険診療)の自己負担額を、現物給付・自動償還・窓口申請(償還払い)のいずれかの方法で助成します。

対象年齢

令和4年4月診療分より、通院・入院とも：0歳～中学校卒業まで
※令和4年度は平成19年4月2日以降に生まれた方。
※令和4年3月診療分までの通院の助成対象は未就学児まで



※ただし、健康保険から支給される高額療養費・附加給付金を控除して助成します。

現物給付の場合は、高額療養費・附加給付金分を市に返還していただくことになります。
※生活保護を受給されている方、児童福祉法に基づく措置により施設に入所されている方、宮古島市重度心身障害者(児)医療費受給資格者証をお持ちの方は、該当する制度が優先となります。
※学校(幼稚園・保育所含む)管理下でのケガや疾病等については、各学校で加入している「災害給付制度(スポーツ共済等)」を利用していただくことになるため、こども医療費助成の対象外となります。

■通院助成対象拡大に伴う新たな「受給資格者証」について

受給資格者証をお持ちの方

3月末頃に新しい受給資格者証を各世帯へ順次送付します。新たな申請手続きは不要です。
※資格登録内容(加入する健康保険や登録口座など)に変更がある方で、届出がお済みでない場合は、児童家庭課窓口で変更の届出が必要です。
※4月中旬頃までに新しい資格者証が届かない場合は、児童家庭課へお問い合わせください。

受給資格者証を持っていない方

児童家庭課窓口で交付申請手続きが必要です。

[交付申請手続きに必要なもの]

①対象となるお子さんの健康保険証 ②保護者名義の通帳 ③印かん(スタンプ印不可)

■現物給付(窓口無料)による助成利用方法

県内の各医療機関での受診の際に、「健康保険証」と桃色の「宮古島市こども医療費助成金受給資格者証」を窓口で提示すると、健康保険適用分の医療費の自己負担額について支払うことなく、医療を受けることができます。医療費は市が沖縄県国民健康保険団体連合会を通じて医療機関に支払います。
※受給資格者証を提示せずに受診した場合、現物給付に対応していない医療機関や県外の医療機関を受診した場合は、一旦自己負担し、後日、児童家庭課窓口で償還払いによる支給申請が必要となります。



◀詳しくは、宮古島市ホームページまたは下記へお問い合わせください。

児童家庭課 子育て支援係 ☎ 72-3751(代)